

長野県産材CO₂固定量認証制度実施基準

(趣旨)

- 1 この基準は、長野県産材CO₂固定量認証制度実施要領（以下「要領」という。）第1条に規定する「長野県産材CO₂固定量認証制度」の実施にあたり、必要な事項を定める。

(定義)

- 2 本制度に係る用語等の定義は以下のとおりとする。
 - ア 長野県産材（以下「県産材」という）
 - ・信州木材認証製品センターの認証製品
 - ・長野県県産間伐材供給センター協議会が証明する土木用材
 - イ 公共建築物
 - ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年5月26日法律第36号）第2条に定める建築物
 - ウ 民間建築物
 - ・個人住宅、建売住宅、別荘、店舗及び事業所等、イの公共建築物を除く建築物
 - エ 建築等
 - ・新築又は改築（従前と構造・規模・用途が著しく異なる建築をいう。）をいう
 - オ リフォーム
 - ・増築又は改装工事等をいい、内装木質化のみの工事は除く
 - カ 内装木質化
 - ・壁・腰壁又は天井の木材使用工事若しくは床の木質フローリング工事のうち、1以上の工事を含まるものをいう
 - キ 公共土木工事
 - ・県産材を使用した土木工事全般
 - ク 木製品
 - ・県産材を使用し、長期間（概ね10年以上）の使用が見込まれる商品

(要領第2条 認証の対象)

- 3 認証制度の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 公共建築物

- ア 建築等
 - ・県産材を木材全体使用量の30%以上使用した建築物
- イ リフォーム
 - ・県産材を1 m³以上を使用した工事
- ウ 内装木質化
 - ・県産材を0.3 m³以上使用した工事

(2) 民間建築物

ア 建築等

- ・ 県産材を 5 m³以上かつ木材全体使用量の 30%以上使用した建築物

イ リフォーム

- ・ 県産材を 1 m³以上使用した工事

ウ 内装木質化

- ・ 県産材を 0.3 m³以上使用した工事

(3) 公共土木工事

- 県産材を 5 m³以上使用した公共土木工事

(4) 木製品

- 県産材を使用した商品又は製品の設置

(要領第3条 認証の申請)

- 4 認証を受けようとする者は、木材使用量が確定した時（木製品については製品が完成した時）に、認証申請書に木材使用量算出表（様式第4号）等必要書類を添えて知事に申請を行うものとする。

(要領第4条 認証)

- 5 知事は、前項の申請書の内容について審査を行い適正と認められるときは、申請者に対し認証書を交付するものとする。

(2) 認証はCO₂固定量の他に、県産材の使用量に応じて以下に定める段階的な評価を加えるものとする。

ア 公共建築物

① 建築等

(県産材使用率)

- ☆☆☆☆☆ (五つ星) 県産材を 80%以上使用
- ☆☆☆ (三つ星) 県産材を 50%以上使用
- ☆ (一つ星) 県産材を 30%以上使用

② リフォーム

(県産材の総使用量)

- ☆☆☆☆☆ (五つ星) 県産材を 5 m³以上使用
- ☆☆☆ (三つ星) 県産材を 3 m³以上使用
- ☆ (一つ星) 県産材を 1 m³以上使用

③ 内装木質化

(県産材の総使用量)

- ☆☆☆☆☆ (五つ星) 県産材を 1 m³以上使用
- ☆☆☆ (三つ星) 県産材を 0.5 m³以上使用
- ☆ (一つ星) 県産材を 0.3 m³以上使用

イ 民間建築物

① 建築等

(県産材の総使用量及び延べ床面積 1 m²あたりの材積又は県産材利用率)

☆☆☆☆☆ (五つ星) 県産材を 12 m³以上使用し、0.16 m³/m²以上又は 80%以上使用

☆☆☆ (三つ星) 県産材を 12 m³以上使用し、0.10 m³/m²以上又は 50%以上使用

☆ (一つ星) 県産材を 5 m³以上かつ 30%以上使用

② リフォーム

(県産材の総使用量)

☆☆☆☆☆ (五つ星) 県産材を 5 m³以上使用

☆☆☆ (三つ星) 県産材を 3 m³以上使用

☆ (一つ星) 県産材を 1 m³以上使用

③ 内装木質化

(県産材の総使用量)

☆☆☆☆☆ (五つ星) 県産材を 1 m³以上使用

☆☆☆ (三つ星) 県産材を 0.5 m³以上使用

☆ (一つ星) 県産材を 0.3 m³以上使用

ウ 公共土木工事

(県産材の総使用量)

☆☆☆☆☆ (五つ星) 県産材を 15 m³以上使用

☆☆☆ (三つ星) 県産材を 10 m³以上使用

☆ (一つ星) 県産材を 5 m³以上使用

エ 木製品

☆☆☆ (三つ星)

(3) 知事は、第1項の審査を行うに当たり、必要に応じて、対象となる建築物や施工箇所、または木製品の製造現場等の調査を行うことができるものとする。

(要領第5条 認証の変更)

6 認証の変更を行う者は、交付済みの認証書を返還するものとする。

(2) 建売住宅で、申請者を売主から買主へ変更する場合には、変更申請書を提出することとし、申請は売主が行い、認証書は買主へ交付するものとする。

(3) 企業等で、木質化や木製品を追加して施工(設置)した場合は、変更申請書を提出することで、すでに認証を受けた木材使用量に加算した数量で、新たに証書を交付できるものとする。

(要領第7条 認証マークの表示)

7 認証を受けた木製品のCO₂固定量や別に定める認証マークの表示は、該当製品への表示や該当製品のパッケージ、該当製品の広告等に使用できるものとする。

(要領第9条 認証の期間)

8 本制度は、県産材を長期間使用することで、CO₂の固定期間を延ばし、地球環境への貢献度を高めることを目的としているため、認証書の有効期間を設けないものとする。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成24年7月12日から施行する。

この基準は、平成27年9月14日から施行する。